

車いす専用車貸出事業

豊明市社会福祉協議会では、車いす専用車の貸出事業を行っています。専用車両は、ダイハツタント（軽自動車）、スズキのエブリィワゴン青空号（軽自動車）、トヨタポルテ（普通車）です。

※ 事業の目的について

車いす利用者の日常生活の便宜、社会参加の促進が主な目的です。

※ 利用できる人について

豊明市内在住の車いす利用者、または介護している方及び市内の社会福祉施設が利用できます。

※ 利用するために必要な手続き

利用登録申請を行う必要があります。手続きは車いす利用者、または運転をする方が行えます。（運転される方の運転免許証、または免許証のコピーをお持ちください。毎年度手続きを行う必要があります。）

※ 利用料金について

燃料費として 10 km まで 100 円、以後 10 km 毎に 100 円負担していただきます。

また、事故等により修理が必要な場合はその修繕費等を負担していただく場合があります。

※ 利用予約と利用期間について

利用日の 1 ヶ月前から来館、または電話での予約を受け付けています。利用期間は連続で 3 日以内となっています（2 泊 3 日の旅行等にも利用できます）。

貸出・返却時間が早朝、夜間または協議会の休業日の場合は利用期間の前後 1 日を追加することもできます。

利用目的に制限を設けていないので通院だけでなく買物、外食、旅行等にもご利用ください。



問合せ先

社会福祉法人 豊明市社会福祉協議会

TEL 0562-93-5051 Fax0562-93-3880